

令和元年度決算に係る

定期監査資料

令和2年7月

福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	1
	(2) 監査意見	1
	(3) 決算審査意見	1
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	1
5	主な事業に関する調べ	2
6	決算資料(総括表)	7
7	事業別実施状況調べ	7
8	予備費の充用調べ	7
9	繰越関係調べ	7
	(1) 継続費通欠繰越調べ.....	7
	(2) 繰越明許費調べ.....	7
	(3) 事故繰越調べ.....	7
10	収入証紙取扱額調べ	7
11	現金の取扱状況	7
12	財産に関する調べ	8
	(1) 公有財産	8
	(2) 金券類の保有状況	9
	(3) 基金	9
	(4) 債権	9
13	財産の貸付け及び使用許可調べ	10
	(1) 土地及び建物.....	10
	(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)	11
14	借受不動産明細調べ	11
15	職員駐車場の管理状況調べ.....	11
	(1) 管理状況	11
	(2) 減免の考え方	11
	(3) 使用料の見直し	11
16	寄附物件の受納状況調べ	11
17	備品の処分状況調べ.....	11
18	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	11
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	11
	(2) 物品の照合	11
19	貸付金等状況調べ	12
	(1) 総括表	12
	(2) 償還状況	12
○	意見、要望等.....	12

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1) 指摘事項
該当無し
- (2) 監査意見
該当無し
- (3) 決算審査意見
該当無し

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況

指摘事項	措置でん末
<p>再犯防止推進体制の構築について【口頭指摘】</p> <p>犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることにより県民の犯罪被害を防止するため、鳥取県社会生活自立支援センターにおいては、これまで支援がなされていなかった起訴猶予者、保護観察がつかない執行猶予者等への支援を行い一定の成果を挙げているが、年間20件程度しか支援できていない。センターでの支援件数を増加するため、積極的に周知を図るよう努めるべきである。また、犯罪をした者等が復帰するため地域や職場等における人権学習において人権問題を取り上げ、包摂・共生社会の実現を図る方向からのアプローチも必要。積極的な再犯防止の取組について広報・周知に取り組むべきである。</p>	<p>鳥取県社会生活自立支援センター(以下、センターという)では、主に鳥取地方検察庁または弁護士からの依頼に基づき、対象者の支援を行っているところですが、鳥取地方検察庁と弁護士会に対してセンターの活用について積極的に周知し、働きかけを行うことで、支援件数の増加に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、成人刑法犯800人前後のうち、福祉的支援が必要な者の状況に係る情報提供について、引き続き、鳥取地方検察庁及び法務省へ働きかけます。さらに、市町村及び市町村社会福祉協議会を対象とした説明会を予定しており、事業への協力及びセンターの活用を呼びかけることとしています。</p> <p>なお、犯罪をした者に対する県民の理解促進については、県政だよりやホームページ等による周知や、鳥取県地域生活定着支援センター及び鳥取県社会生活自立支援センターとの共催による一般県民に向けたシンポジウムや研修会の開催、講師派遣による人権講座などを行ってまいります。併せて、鳥取大学において講義を行うなど、学生に向けての啓発も行ってまいります。</p> <p>今後も、さらに地域や職場等において人権学習のメニューとして活用していただけるよう関係機関に働きかけ、再犯防止の取組について一層の広報・周知に努めます。</p>

3 職員の定員、現員調べ

種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備 考
	2.4.1 現在	31.4.1 現在	2.4.1 現在	31.4.1 現在	2.4.1 現在	31.4.1 現在	2.4.1 現在	31.4.1 現在	
定 員	22	23	0	0	0	0	22	23	
現 員	(7) 29	(15) 39	(7) 7	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(14) 36	(26) 50	育休3名(定数外) 鳥取市派遣11名(定数外)
過不足(△)	0	1	0	0	0	0	0	1	(H31年度) 育休予定過員
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員	5	3	0	0	0	0	5	3	一般事務5名

4 役付職員の調べ

(令和2年7月1日現在)

職 名	氏 名	在職期間		備 考
		年	月	
福祉保健部長 兼ささえあい福祉局長	宮本 則明	1	3	通算3年3か月 H29.4月～H31.3月ささえあい福祉局長
課長	丸山 真治	0	3	
くらし応援対策室長	川上 裕子	1	3	
課長補佐	松本 秀樹	2	3	
課長補佐	坂本 裕之	2	3	
課長補佐	岡村 浩	2	3	
課長補佐	三浦 敏樹	0	3	
課長補佐	中村 礼	0	3	

5 主な事業に関する調べ

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
鳥取県再犯防止推進事業	28,409	27,166	0	1,243
鳥取元気プロジェクト	—			
元気づくり総合戦略	—			

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。

(イ) 事業の実施状況

平成28年12月の「再犯の防止等の推進に関する法律(以下、「再犯防止法」という。)」の成立・施行を受けて、全国に先駆けて平成30年4月1日に「鳥取県再犯防止推進計画(以下、「県計画」という。)」を策定。県計画に基づき、以下の事業を行った。

< 県計画の概要 >

・基本方針及び主な具体的施策

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組む。

重点課題	主な具体的施策
①国・民間団体等との連携強化	・再犯防止推進協議会の設置 ・地域生活への円滑な移行や、地域生活における相談などを支援する新たな機関の設置の検討
②就労・住居の確保	・対象者への鳥取県立ハローワーク等の利用の周知 ・保証人がいない場合の賃貸住宅に係る債務保証制度の創設の検討
③保健医療・福祉サービスの利用の促進	・薬物依存症の相談拠点・治療拠点機関の設置の検討
④非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施	・少年院における療育支援が必要な少年・保護者に対する県関係機関による相談支援
⑤民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	・民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力 ・県政だより等による更生保護の啓発等

・計画期間 平成30年度から平成34年度(令和4年度)までの5年間

・成果指標 刑法犯検挙者中の再犯者率を、平成34年度(令和4年度)末までに20%にする。

年度	H28	H29	H30
再犯者率	27.4%	31.8%	30.8%

< 主な具体的施策の実施状況(福祉保健課関係) >

(1) 鳥取県再犯防止推進会議の開催

ア 開催時期・場所 第1回 令和1年10月2日(木) 鳥取県庁第2庁舎 第22会議室

※第2回会議をR2.3.19に予定していたが、新型コロナウイルスの影響により資料配布のみとした。

イ 出席者 鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護関係団体等

ウ 内容 ・県計画関連事業の実施状況説明

・関係機関・団体の取組に関する情報共有及び一般県民への広報啓発 等

(2) 鳥取県社会生活自立支援センターの設置

ア 委託先 一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター

イ 業務内容

・相談支援員を配置

・個別支援検討チーム会議の開催

・福祉サービスへのつなぎ、手続等の同行支援等を実施

ウ 対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、刑務所出所者、非行少年(犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年(家庭裁判所の審判において非行事実が認定された者))のうち、身寄りのない者、住居のない者、就労・就学先のない者等支援が必要な者。(地域生活定着支援センターの対象外となる者)

エ 実績 コーディネート等支援した者:68人

対象者を日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用、障がい福祉サービス事業所、あんしん賃貸支援事業、給産会へつないで、生活支援を行った。

(3) 広報・啓発活動

- ・鳥取大学における授業に講師として参加し、鳥取県の再犯防止の取組を説明するとともに更生保護に係るボランティアへの参画を呼び掛けた。
- ・講座、研修の開催
 - ①対象者:一般県民
 - ・地域生活定着支援センター講演会(時期:R1.10.24・25、場所:白兎会館、参加者:239名)
 - ・地域生活定着支援センター人権教育講座(時期:R1.5.17、場所:北栄人権文化センター)等
 - ②対象者:弁護士会、民生委員協議会等の関係機関
 - ・弁護士会との勉強会(時期:R2.1.9、場所:弁護士会館※東部・西部からはテレビ会議で参加、参加者:18人)
- ・鳥取県更生保護女性連盟結成55周年記念大会(H30.8.22)、社会を明るくする運動主要行事等の情報について福祉保健課ホームページに掲載。
- ・鳥取環境大学学園祭(R1.10.19)において、BBS活動の広報活動や会員募集への協力。

(4) 受入施設・事業者の拡充

- ・高齢者施設を対象とした、事例検討会を開催

①対象者

高齢者施設、市町村社協等の担当者

②実施時期・場所・参加者

- ・東部 時期:R1.12.17 場所:鳥取県庁 参加者:7団体9人
- ・中部 時期:R1.12.19 場所:中部総合事務所 参加者:3団体4人
- ・西部 時期:R1.12.12 場所:西部総合事務所 参加者:3団体3人 計13団体16人参加

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・鳥取少年鑑別所が行う非行防止活動の利用を呼び掛けるため、県も同行し東部の県立高校(14校)及び岩美町役場、智頭町役場を訪問して担当者に説明。
- ・若い世代の更生保護ボランティアへの参加者を拡充するため、鳥取大学の講義に講師として参加し、直接大学生にボランティアへの参加を呼び掛けるとともに県の取組について周知を行った。
- ・高齢者の再犯が問題となる中、受け入れ先の確保のため地域生活定着支援センター及び社会施設自立支援センターの周知と高齢者の犯罪の特色(軽微な犯罪が多い、認知症の疑いがある者が多いなど)について、高齢者施設の職員を対象に説明会を開催。
- ・地域定着支援センター及び社会生活自立支援センターの一層の活用のため、市町村及び市町村社協に対し両センターの活用及び両センターの取組への協力を通知により要請。

ウ 成果及び効果

- ・平成30年6月1日から「社会生活自立支援センター」を設置し、これまで支援の対象となっていなかった起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、非行少年等へも支援の幅を広げた。その結果、対象者について、面接・アセスメントを行い、福祉サービスの利用や居住先の確保などの調整を進めた。
- ・「鳥取県内における再犯防止に関する支援関係団体等のリスト」を作成し、関係機関で情報共有することで、県・市町村及び各団体と国の刑事司法等関係機関でのネットワーク構築に努めた。
- ・障がい福祉関係事業者を対象として、鳥取県の再犯防止に関する取組及び受入施設加算制度の説明会を開催し、29団体35人が参加。犯罪・非行をした者等が再び地域で生活する際の支援者(入所先、サービス利用先)の拡充に努めた。

エ 課題

- ・限られた期間(拘留期間等)内で対象者を適切な福祉サービスや住居・就労先などへつなげられるよう、鳥取地方検察庁や鳥取県弁護士会等関係機関へ鳥取県社会生活自立支援センターの周知を一層行う必要がある。
- ・地域生活定着支援センター及び社会生活自立支援センターともに事務所の所在地が鳥取市であることから、中部及び西部での支援において地理的な制約が生じるため、鳥取県中部・西部圏域における関係者(自治体、福祉施設、民生委員など)の支援体制を構築し、両センターが頻繁にかかわらなくても対象者を支援することができる体制を整えることが必要。
- ・関係者の再犯防止に関する取組や意義については、一般県民に十分に浸透しているとは言えず、引き続き周知・広報を図る必要がある。

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
生活困窮者に係る総合支援事業	41,795	22,743	8,835	10,217
鳥取元気プロジェクト	—			
元気づくり総合戦略	—			
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
生活困窮者自立支援法（平成27年施行）に基づき、生活困窮者の自立支援に係る各種事業を実施する。				
①県が所管となる三朝町・大山町における生活困窮者自立支援事業の円滑な実施とさらなる推進を図る。				
②県が先行して実施していた生活困窮者自立促進モデル事業（H25～H26年度）の経験を活かし、県内の各市町村における生活困窮者自立支援制度の円滑な実施に向けてバックアップ支援を行い、地域における自立・就労支援等の体制構築の推進や人材育成支援、地域資源の開拓等に取り組む。				
(イ) 事業の実施状況				
① 三朝町・大山町における生活困窮者自立支援事業の実施				
○対象者 生活保護に至る前の段階の生活困窮者（一部事業は生活保護受給者も対象）				
○事業内容				
事業名	概要			
自立相談支援事業 （必須事業）	【三朝町、大山町】 ・各町社会福祉協議会に委託し、窓口を設置（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置） ※就労支援員は中部と西部圏域でそれぞれの各町村と共同設置 ・相談支援、アセスメント、チーム支援の実施（相談者数：40件（三朝町8件、大山町32件）、プラン作成：8件（いずれも大山町））			
住居確保給付金 （必須事業）	・失業等により住居を失った、又は失うおそれのある相談者に対して住居確保のための給付金支給及び就労支援を行う。（実績なし）			
就労準備支援事業 （任意事業）	【三朝町】（利用実人員：4名） ・NPO法人ワーカーズコープに県（三朝町圏域）、北栄町、湯梨浜町と共同で委託し、以下の段階的支援を個別に実施。（協定により各町と負担額按分） 継続した訪問面談により、支援員との関係づくりに取り組みながら、外出やボランティア等の社会とのつながりづくりを実施。			
	【大山町】（利用実人員：12名） ・大山町社会福祉協議会に委託 ・居場所・交流支援：“さくらカフェ”を大山町社会福祉協議会内で開催。他者との交流を通じた仲間づくり・社会性向上支援、社会体験活動を実施 ・就労支援：支援対象者が自立した生活が営めるよう、個別プログラム（自己分析・振り返り）を作成し、農業体験や手工芸・調理実習等を実施し、目標達成に向けた支援を行った。			
学習支援事業 （任意事業）	【大山町】（利用実人員：8名） ・大山町社会福祉協議会に委託 ・教員OB等のボランティアによる学習支援を実施（延べ270人）			
家計改善支援事業 （任意事業）	【大山町】（利用実人員：1名） ・大山町社会福祉協議会に委託 ・収支把握や返済計画等により早期の生活再生に向けた個別指導による支援を実施（延べ21回）			

② 生活困窮者自立支援制度の促進に資するバックアップ事業

○委託先：鳥取県社会福祉協議会

○対象地域：県全域

○事業内容

県内市町村における生活困窮者自立支援制度の円滑な実施を図るため、人材育成、ネットワークの構築、社会資源の開拓及び関係する情報の収集・提供等のバックアップ支援を行った。

<具体的な実施状況>

・相談・助言

各自治体の生活困窮者自立支援機関に対して、電話や訪問、メール等により、相談・助言を随時実施

・研修会・セミナー等

各自治体の生活困窮者自立支援機関の支援員に対する研修会・セミナーを開催

開催日	研修・セミナー名	参加者数
H31. 4. 19	自立相談支援事業従事者初任者研修（養成伝達研修）	17人
R1. 10. 29	相談支援技術研修（現任研修） （講師：鳥取大学 竹田伸也准教授）	16人
R1. 11. 26	スーパービジョン研修（主任研修） （講師：明治学院大学 新保美香教授）	17人
R2. 1. 24	家計改善支援研修（専門研修） （講師：グリーンコープ生活協同組合連合会 行岡みち子氏）	35人
R1. 12. 3	事例検討会（実践研修） （講師：同志社大学 野村裕美准教授）	10人
R1. 10. 10	生活困窮者自立支援セミナー「包括的支援で居住と生活の安心を」（講師：中央大学 宮本太郎教授）	88人

・関係機関による連絡会議

時期	会議内容	開催地域
5月、11月	○生活困窮者自立支援制度担当者連絡会議 各自治体の生活困窮者自立支援制度の担当者及び相談支援者により、情報共有、課題検討	圏域ごとに3か所で開催
6月	○4市担当者連絡会 地域課題が類似する市部の担当者により、情報交換、課題検討	中部
7月	○生活困窮者自立支援推進会議（広域ネットワーク会議） 福祉、就労、医療、司法等関係機関により、生活困難者対策について情報交換、課題検討を実施（東部34機関、中部26機関、西部36機関）	圏域ごとに3か所で開催
8月	○市町村社会福祉協議会連絡会 生活困窮者自立支援法に基づく事業の受託如何に関わらず、社会福祉協議会として、生活困窮者支援の観点で地域福祉の推進を図る目的で実施	中部

・その他の取組

取組内容	実施時期等
○県版生活困窮者自立支援制度ニュースレター発行 任意事業の実践事例の紹介、居住支援の取組等を情報提供	7月、12月、3月
○各市町村の自立相談支援事業実施機関を訪問（全19市町村） 実施状況把握のためのヒアリング及び意見交換を実施	8月～9月
○専門家派遣事業の実施（実績7件） 支援調整会議や事例検討等への専門家派遣を支援（社会保険労務士（5件）、司法書士（1件）、ファイナンシャルプランナー（1件））	米子市、岩美町、若桜町、北栄町（4回）
○フードドライブの実施 県及び市町村の社会福祉協議会を窓口でフードドライブを実施し、市町村（福祉事務所・社協）や子ども食堂等へ提供を行った。	10月

③ ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業

○(株)そうだんひろばへ委託実施

・生活困窮の未然防止を図るため、ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談を実施した。（年間15回開催。延べ522人参加。）

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

① 三朝町・大山町における生活困窮者自立支援事業等の実施

・大山町の学習支援事業において、夏休み期間の開催回数を増やし学生支援員の協力による体験活動の実施などの充実を図ったほか、学校との定期的な情報共有による連携支援を行うこととした。

② 生活困窮者自立支援制度の促進に資するバックアップ事業

・人材育成研修について、令和2年度から国研修の一部が都道府県へ移管されることを踏まえ、研修内容や実施方法について、実務経験者等による協議検討の場を設置し、今後の効果的な研修実施に向けての体制を整備した。

ウ 成果及び効果

① 三朝町・大山町における生活困窮者自立支援事業等の実施

・町や関係機関による生活困窮者自立支援ネットワーク推進会議を実施したり、住民が集まる福祉座談会や研修会で制度を周知する等により、潜在している要支援世帯の早期把握方法や早期支援のための介入方法、地域に不足する支援策の共有や検討を行い、地域のさまざまな関係機関との連携体制強化を行った。

② 生活困窮者自立支援制度の促進に資するバックアップ事業

・専門家派遣事業では、特に高度な知識を有する障害年金についての相談を中心に利用件数が増加しており、早期の課題解決や相談支援員の負担軽減につながっている。

・若年層のひきこもり支援や高等教育の就学支援制度の創設など教育関係機関を中心に広域ネットワークの参画機関が増加し、多機関・多分野による連携支援の動きが強まっている。

・担当者連絡会やニュースレター発行等の取組を継続することにより各市町村の取組を相互共有することで、地域事情に応じた取組の工夫や充実に効果を上げている。

エ 課題等

・個人や世帯を取り巻く環境の変化により、「8050問題」やひきこもり対策など、従来の相談支援体制では解決しきれない問題に対応するため、社会福祉法が改正され、市町村は包括的支援体制整備が求められている。県には、市町村の支援体制の構築の取組への支援や人材育成やネットワークづくりなどの支援が求められている。

・生活困窮者支援制度の発足から5年を経過し、制度の周知や連携も図られ相談件数自体は減少傾向にあるものの、個々の相談者・世帯の抱える課題が複雑化・多様化してきている。支援員には、より高いアセスメント能力や専門知識が求められており、相談援助技術や専門的知識の向上に重点を置いた効果的な研修を引き続き実施することが必要である。

- 6 決算資料
別途提出
- 7 事業別実施状況調べ
別途提出
- 8 予備費の充用調べ
別途提出
- 9 繰越関係調べ
別途提出
- 10 収入証紙取扱額調べ
有 ・ 無
- 11 現金の取扱状況
 - ア 現金取扱状況 該当なし
 - イ 釣り銭の状況 該当なし

12 財産に関する調べ
 (1)公有財産
 ア 土地

(令和2年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等 (内訳)	所在地	前年度末			本年度異動状況					本年度末		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)	価額(円)		
行政財産			32,257.45	360,380,195								32,257.45	360,380,195	
計			32,257.45	360,380,195	増加 減少							32,257.45	360,380,195	
普通財産			408.54	不明						0.00		408.54	不明	
計			408.54	不明	増加 減少					0.00		408.54	不明	
合計			32,665.99	360,380,195						0.00		32,665.99	360,380,195	

イ 建物

(令和2年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等 (内訳)	所在地	前年度末			本年度異動状況					本年度末		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)	価額(円)		
行政財産			8,268.23	1,464,381,450								8,268.23	1,464,381,450	
計			8,268.23	1,464,381,450	増加 減少					0.00		8,268.23	1,464,381,450	
普通財産			2,367.00	0								2,367.00	0	
計			2,367.00	0	増加 減少					0.00		2,367.00	0	
合計			10,635.23	1,464,381,450						0.00		10,635.23	1,464,381,450	

- ウ 山林 該当なし
- エ 不動産売却等 該当なし
- オ 財産の交換 該当なし
- カ 動産(船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機) 該当なし
- キ 物権 該当なし
- ク 無体財産権(特許権、著作権、商標権、実用新案権等) 該当なし
- ケ 有価証券 該当なし
- コ 出資による権利 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

○ 有 ・ 無

イ タクシーチケットの受払状況

(令和2年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数	備考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
枚 20	枚 0	枚 0 0円	枚 20	県外分
138	0	15 16,610円	123	県内分

(3) 基金

(令和2年3月31日現在)

種別	前年度末	本年度中		本年度末	備考
		増	減		
	円	円	円	円	
災害救助基金(預金)	249,656,398	12,686,688	0	262,343,086	
災害救助基金(物資)	2,693,138	0	0	2,693,138	災害備蓄用毛布 1,291枚
合計	252,349,536	12,686,688	0	265,036,224	

(4) 債権

(令和2年3月31日現在)

債権の名称	前年度末		本年度中				本年度末		備考
			増		減				
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
	円		円		円		円		
県立福祉人材研修センター 土地建物使用料	0	0	37,500	1	7,500	0	30,000	1	
拓魂碑敷地財産貸付収入	360	1					360	1	
災害援護資金貸付金	8,550,000	2			150,000	0	8,400,000	2	
西部総合事務所福祉保健 局用地使用料	21,000	3	9,000	1	10,500	1	19,500	3	西部総合事務所福祉 保健局
西部総合事務所福祉保健 局財産貸付収入	33,368	1			22,266	0	11,102	1	西部総合事務所福祉 保健局
合計	8,604,728	7	46,500	2	190,266	1	8,460,962	8	

13 財産の貸付け及び使用許可調べ
 (1) 土地及び建物
 了 土 地

行政・普通財産の 区分	貸付 (使用許可) 目的	所 在 地	数量 又は 面積	貸 付 (使用許可) 年 月 日	当初貸付 (使用許可) 年 月 日	貸 付 (使用許可) 期 間	貸付(使用料) (円)		貸付(使用許可)先		備 考
							単価	本年度の 貸付(使用)料	住 氏 名	所 名	
行政財産	配電施設用地	鳥取市伏野1729-5	コンクリート柱3本、支 柱1本、支線1本	H31.1.17	H12.4.1	H31.4.1～ R6.3.31	月額・年額	7,500	鳥取市西品治町1番地6号 中国電力(株)鳥取営業所	県立福祉人材研 修センター 文書ID:18- 00275023(更新)	
				H31.3.18	H13.8.13	H31.4.1～ R2.3.31	月額・年額	474	鳥取市伏野1729-5 (福)鳥取県社会福祉協議会	県立福祉人材研 修センター 文書ID:18- 0033239(更新)	
				H31.3.18	H28.3.28	H31.4.1～ R2.3.31	月額・年額	36,209	鳥取市伏野1729-5 (福)鳥取県社会福祉協議会	県立福祉人材研 修センター 文書ID:18- 00331422(更新)	
計											
普通財産							月額・年額	44,183			
計											
合計								44,183			

イ 建 物

行政・普通財産の 区分	貸付 (使用許可) 目的	所 在 地	数量 又は 面積	貸 付 (使用許可) 年 月 日	当初貸付 (使用許可) 年 月 日	貸 付 (使用許可) 期 間	貸付(使用料) (円)		貸付(使用許可)先		備 考
							単価	本年度の 貸付(使用)料	住 氏 名	所 名	
行政財産	事務室等	鳥取市伏野1729-5	353.5㎡	H31.3.18	H13.8.13	H31.4.1～ R2.3.31	月額・年額	1,752,300	鳥取市伏野1729-5 (福)鳥取県社会福祉協議会	県立福祉人材研 修センター 文書ID:18- 00331422(更新)	
				H31.3.19	H31.2.26	H31.4.1～ R2.3.31	月額・年額	5,810	鳥取市伏野1729-5 (一社)鳥取県社会福祉士会	県立福祉人材研 修センター 文書ID:18- 00338927(更新)	
計											
普通財産							月額・年額	1,758,110			
計											
合計								1,758,110			

(2) 物 品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの) 該当なし

14 借受不動産明細調べ 該当なし

15 職員駐車場の管理状況調べ

(1) 管理状況

財産の区分	所在地	1区画の面積 (㎡)	貸付(使用)料(月額) (円)
行政財産	鳥取市伏野1729-5	12.5	1,131

(2) 減免の考え方
該当なし

(3) 使用料の見直し
令和元年9月19日実施

16 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

17 備品の処分状況調べ 該当なし

18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

有 ・ 無

(2) 物品の照合

有 ・ 無

19 貸付金等状況調べ

(1) 総括表

貸付金の名称	貸付先	貸付額		本年度(元金のみ)			本年度末現在 貸付残高 (A+B)-(C+D+E)	備考
		前年度末現在 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	償還額 (C)	不納欠損額 (D)	償還免除額 (E)		
災害援護資金貸付金	倉吉市、北栄町	8,550,000	0	0	0	0	8,550,000	
合計		8,550,000	0	0	0	0	8,550,000	

(単位:円)

(2) 償還状況

(災害援護資金貸付金)

区分	貸付額		本年度				本年度末		備考
	前年度末現在 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	収入調定額 (C)	償還額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)	収入未済額 (C-D-E-F)	償還期 未到来分 (A+B-C)	
元金	8,550,000	0	過年度分	0	0	0	0	8,550,000	
			現年度分	0	0	0	0		
利子			小計	0	0	0	0		
			過年度分	0	0	0	0		
			現年度分	0	0	0	0		
			小計	0	0	0	0		
合計			0	0	0	0	0		

(単位:円)

○ 意見、要望等

(1) 業務に対する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし